

## 近世大名家の儀礼研究

金 羅 榮

本論文は、近世大名社会で行われた「死」にまつわる儀礼、すなわち、追悼行為、遺品相続、そして藩主正室の葬送儀礼の実態を解明するものである。

大名家の葬送儀礼を扱う従来の先行研究は、10万石以上の石高を持ち、江戸城では大広間に詰める大名家を中心に分析している。さらに、問題意識や研究目的は少しずつ異なるものの、一大名家を主語としながら藩主あるいは前藩主を主な分析対象にしている特徴がある。本論文もその流れを受け、佐賀藩鍋島家の葬送儀礼を考察対象とした。

本論文で、佐賀藩を分析対象に設定した理由の一つは、江戸幕府が成立して以降、殉死が禁止される寛文3（1663）年までに、殉死した家臣の人数が最も多い藩であったことにある。家臣の追悼行為を検討するうえで、寛文3年の殉死禁止令は重要なターニングポイントになると考えられる。また、佐賀藩は幕府より2年も早く殉死を禁止したので、藩・幕府双方による殉死禁止が同藩の家臣が行った追悼行為に与えた影響も大きかったことが想定される。

もう一つは、葬送儀礼の一環として行われた遺品相続問題との関連である。江戸幕府は享保7（1722）年3月、年中行事・隠居および遺品献上の縮小を命じる法令を出した。この法令の前後にいかなる変化がみえるのかも重要な問題になるのであろう。佐賀藩は享保7年前後に2人の藩主が亡くなり、遺品相続の変化を読みとることが可能である。幕府の意向が藩においてどのように貫徹されていたのかを究明するのに格好の事例であると言える。

なお、現段階では、藩主正室をはじめとした藩主家族の女性構成員の葬送儀礼についてはほとんど究明されていないので、検討の余地が残っていると考えられる。

なぜ藩主正室をはじめとする大名家の女性構成員の葬送儀礼を分析対象にする必要があるのか。大名社会において藩主正室が果たした役割に注目すればこのことが自ずとわかると考えられるので、大名家における奥向の研究について言及しておきたい。

近年の大名家の奥向に関する研究は、近世武家社会で奥向が果たした役割に対する関心が高まるなかで進展しつつある。儀礼的側面で将軍家・大名家の妻娘が政治的な役割を果たした事例や、奥向が奥向同士の内部のルートを利用して表向の領域である藩政や幕藩関係に影響力を発揮した事例のあったことが解明されている。このように、藩主正室の政治的役割を重視する研究では、正室の有する両属性が注目されていると考えられる。つまり、藩主正室は嫁入りした後にも婚家の中での属性はむろん、実家の一員としての属性も依然として有し、このような両属性こそ、政治的役割を果たすことのできる背景になったのである。

大名家の葬送儀礼を扱う先行研究からもわかるように、重要な役割を帯びていた藩主正

室の葬送儀礼は実態に関する研究はほとんど行われていないまま、婚家の儀礼の一部として言及されるのが現状である。さらに、藩主正室の死により、①藩主はむろん、藩主正室の実家側の親戚にも服忌が懸けられていたこと、②親戚の場合は屋敷を含む領内で慎むことを強制する「穩便」を命じる様子も珍しくないことから考えてみると、藩主正室の死去は婚家の内部に留まる問題とは言えない。よって、奥向研究の成果を踏まえるならば、藩主正室の死去は、婚家以外に実家を含む親類へも影響を与える出来事であったと言えるため、藩主正室の葬送儀礼の特徴を解明することが重要であると考えられる。

第一章の「近世藩主の葬礼と家臣の追悼規制—佐賀藩の事例を中心に—」では、佐賀藩の四代藩主鍋島吉茂の葬送儀礼について検討したうえで、藩主の菩提を弔うために家臣が行った追悼行為と家臣に対する藩側の対応について考察した。

佐賀藩では幕府と藩により殉死が禁止された後、他藩に比べ細分化した追悼行為がみられたことを指摘した。また、同藩では家臣の追悼行為を規制する過程で「暗黙の基準」があったとした谷口眞子の見解に同意しながらも、谷口が提示した「暗黙の基準」を具体的に究明することを試みた。特に、佐賀藩政は大名家の家政に係わる御側役と、藩政に係わる外様役とに大別して運営されたが、このような特徴が、家臣の追悼行為を許可する際に重要な要素として作用したことを究明した。

そして家臣が藩に提出した追悼行為願書を審査する際の三つの条件を提示した。第一は、藩主家の家政を担当していた御側役の役職を勤めた者であったこと、第二は、短期間に急速な昇進と俸禄の加増、あるいは侍になるなどの身分上昇があったこと、第三は、長い期間仕えていたことである。この三つの条件のなかで最も重要な条件は、第一の御側役を勤めたことで、外様役を長く勤めたことを理由に追悼行為を願い出た際に、追悼行為が認められなかった事例からもこのことが確認できた。

さらに、家臣の追悼行為に関する願書の吟味は、外様役の最高責任者である請役家老を中心とする一部の親類と親類同格の人物が相談し、その可否を決めたが、ケースにより年寄を通じて新藩主と相談し、申請者に関する具体的な履歴や注意点などに応じて、許可を得て命令する流れで進められることもあった。

また、佐賀藩では後期になると、家臣の追悼行為のなかでも出家のような重い行為を減らしていくことを藩側は志向していたと指摘した。

第二章の「遺品相続からみた近世大名社会」では、18世紀の佐賀藩の藩主と藩主正室が亡くなった際に行われた遺品相続問題に焦点をあてた。葬送儀礼の一環でありながら、稀に行われた臨時贈答儀礼ともいえる遺品相続の実態を検討して、近世大名社会における交際の様子を確かめようとした。

藩主や藩主正室の遺品は、親戚・姻戚関係の人物をはじめ一部の家臣にも分配された。そ通常100人も超える人々が遺品を受け取っていた。一部の家臣には金銭か衣服類を下賜されたこともあった。このような点は19世紀の商人家における遺品分配の様子と類似するところであった。

ところで、18世紀初めには藩の周辺（親戚・姻戚・家臣）だけではなく、将軍と将軍正室をはじめ主要な幕臣多数に遺品を贈っており、さらに、幕臣やその息子あるいは又家臣にも遺品を贈っている様子が確かめられた。遺品献上という稀な贈答儀礼の機会を利用し、幕臣との交際関係を拓けようとしたと指摘した。

そして、徳川吉宗が将軍になった後、幕府は享保7（1722）年に遺品の献上を禁止した。この措置により遺品を贈られる老中や若年寄など幕臣の人数は急減したと推測したうえで、佐賀藩の事例を分析した。その結果、幕府から命じられた長崎警備役を務めるために緊密な関係を維持していた長崎奉行や同じ警備役の福岡藩主、そして取次役などの限られた幕臣だけに遺品を贈っていたことが解明できた。その際にも先例の範囲で遺品を贈りながら、臨時贈答を行っていた。このような変化は、幕府からの命令とすでに悪化していた藩財政の影響から引き起こされたと推測した。

最後に、藩主と正室の遺品目録から見える特徴としては、男性へ贈られる遺品は刀剣類や文具類、芸術品が多かった一方、女性へ贈られる遺品は文具類や芸術品、香道具・茶道具などが多かったことが挙げられる。そして、藩主の場合は吉宗が遺品献上を禁止して以降、人数は減少しているが、幕臣や職務上関連のある他藩など表向きの人物が変わらず登場する。その一方、正室の場合は遺品を贈る対象が、奥向き交際や親戚・姻戚、一部家臣などに留まっていたという特徴がある。また、当然であるが遺品を相続する対象者により品物の位付があった。対象者の政治的影響力から親疎関係や品物の希少性まで様々な条件があったが、徐々に固定され、先例に従うことになったとみられる。

第三章の「佐賀藩における藩主正室の葬送儀礼に関する基礎的検討―藩主正室の実家との関係を中心に―」では、二代藩主光茂の正室虎姫と、七代藩主重茂の正室源姫の葬送儀礼について考察した。特に、源姫の事例を詳しく分析することにより、正室の実家の動きについても解明することを目指した。

佐賀藩では、藩主はむろん藩主正室も江戸で亡くなった場合は、火葬をした後、江戸と佐賀の両方の菩提寺で分骨するのが通例であった。しかし、藩主正室の死去は婚家の内部に留まる問題とは言えない。遺体の処理などは佐賀藩の先例に従いながらも、①藩主正室の死により、藩主側はむろん、藩主正室の実家側の親類も服忌に掛けられていたこと、②親類の場合は屋敷や領内で慎むよう穏便が命じられていたこと、③藩主正室の葬礼に際し、実家側も

重要な役割を担当したこと、などを考え合わせる必要があることを論じた。

さらに、藩主正室は入輿した後も、婚家と実家に両属する性格を持ち、実家から附けられた家臣も同様で、仙台藩の許可を得て佐賀への葬送行列に参加し、葬送儀礼が終わった後に実家へ戻ったことがわかった。

また、藩主正室の葬送儀礼に関する史料の残存現況について、正室の場合は婚家の人として扱われたため、実家ではあまり史料が残っていないのではないかと指摘した。

第四章の「藩主正室の葬送儀礼からみる大名家の交際—実家鍋島家と婚家宇和島伊達家の関係を中心に—」では、宇和島藩主伊達村侯の正室である護姫の葬送儀礼の実態を検討した。葬礼が行われる過程を辿りながら婚家の伊達家と護姫の実家鍋島家の交際の様相や葬礼における両家の役割分担などにも注意を払いながら検討した。

護姫の葬送は、先代藩主正室の玉台院の事例に準じるのが基本であった。葬礼は同藩の江戸菩提寺で執り行い、国許の菩提寺には遺髪を納めることになった。しかし、遺髪搬送については、藩主正室に対する格好ではなく、家臣個人の旅のような形を取っていたという相違点があった。そのようになった理由として、儀礼の形骸化という流れと、当該期に多発した自然災害の被害に起因する藩財政の問題が挙げられるのではないかと推測した。ほかの手続きの概ねは先例にならったものの、葬送の手順は適宜変更して営まれたことなどを指摘した。

一方、実家の佐賀藩鍋島家では、姫の病気の知らせが届いた後、看病する家臣を派遣するはずであったが、死去の知らせが届いたことにより、代香のために家臣を遣わしていた。伊達家の江戸菩提寺である東禅寺と鍋島家の江戸菩提寺である賢崇寺で、護姫の菩提を弔い法事が営まれた時には、相互に香典と僧侶を送っていたことも確認できた。また、鍋島家では、嫁入りした姫の葬送は、婚家の先例にならうのが通例であったため、護姫の位牌は東禅寺と同派で佐賀にある泰長院に納められ、中陰法事を含め追善供養も泰長院主導で執り行ったことを解明した。

終章では、本論の内容を整理するとともに、今後の課題について述べた。藩主正室の場合、正室実家の家格により儀礼の扱いが大きく異なるので、研究対象を拡げる必要がある。また、儀礼を論じる際に浮かび上がる先例の問題や国許と江戸菩提寺の問題なども今後の課題として残っていると述べた。